

北見市カーリング支援推進協議会規約

(目的)

第1条 北見市のカーリング競技における選手育成や環境の整備などの支援を行い、カーリング競技の振興と地域の活性化をめざし、市民挙げて応援する形を具現化するために、北見市カーリング支援推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事業)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 選手及びチームへの支援に関すること。
- (2) 選手の育成に関すること。
- (3) 事業の啓発に関すること。
- (4) 事業にかかる諸団体との連絡調整に関すること。
- (5) 資金の管理運営に関すること。
- (6) その他に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、目的に賛同する個人、法人及び団体会員により組織する。

(役員)

第4条 協議会に、役員として会長1人、副会長若干名、理事若干名、監事2名を置く。

- (1) 役員は、委員の互選とする。
- (2) 会長は、協議会を代表し、協議会を総理する。
- (3) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。
- (4) 理事は、協議会の運営上必要な事項を審議する。
- (5) 監事は、協議会の会計を監査する。
- (6) 協議会に、顧問を若干名置くことができる。

(任期)

第5条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員に欠員が生じた場合は、役員会の承諾を得て補充することができるものとする。但し、補充された役員任期は前任者の残任期間とする。

(総会及び役員会)

第6条 総会及び役員会は年1回開催しなければならない。ただし、必要に応じて会長が臨時に招集することができる。また、役員会は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 総会は、個人、法人及び団体会員をもって構成し、次の事項を付議する。ただし、総会を開催するいとまがない場合には、役員会の議決をもって、総会の事項の議決を行ったものとみなす。

- (1) 役員を選任、解任
- (2) 事業計画及び事業報告
- (3) 予算及び決算

(4) 規約の制定及び改廃

(5) その他協議会の運営に必要な事項

3 役員会は、会長、副会長、理事をもって構成する。

4 役員会は、協議会の事業運営及び総会に付議すべき事項を審議するものとする。

ただし、必要に応じて特別委員会を設置して、総会に付議すべき事項について事前に意見を求めることができる。

5 総会及び役員会の議長は、会長がその任にあたる。

6 総会及び役員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(事務局)

第7条 協議会の会計及び運営に必要な事項を処理するために事務局を設ける。

2 事務局に事務局長、事務局次長その他必要な職員を置く。

3 事務局長、事務局次長その他必要な職員は会長が委嘱する。

4 協議会の事務局は、北見市常呂町スポーツセンター（北見市常呂町字土佐2番地1）に置く。

(経費)

第8条 協議会の目的の達成及び運営に要する経費は、次の収入をもって充てる。

(1) 会費

(2) 寄付金及び協賛金

(3) 補助金及び助成金

(4) その他

2 経費に関する事項は、別途基準を定める。

(会費)

第9条 年会費は、次に定める額とする。

(1) 個人 1口 2,000円

(2) 団体・法人 1口 10,000円

(設立年月日)

第10条 協議会の設立年月日は平成23年11月30日とする。

(雑則)

第11条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定めることができる。

(事業年度)

第12条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

附 則

この規約は、平成23年11月30日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年1月22日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年10月14日から施行する。

附 則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。